

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）					
支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。</li> <li>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</li> <li>●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが出来ます。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">融資限度額（※1）</td> <td style="text-align: center;">返済期間（※2）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,200万円</td> <td style="text-align: center;">20年</td> </tr> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（<a href="https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html">https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html</a>）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	1,200万円	20年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）					
1,200万円	20年					
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。					
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄復興開発金融公庫 098-941-1850					
制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更					
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）					
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</li> <li>●概要は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間</li> <li>2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利</li> </ul> </li> <li>3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年</li> </ol> </li> <li>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</li> <li>※ （参考）住宅金融支援機構ホームページ <a href="https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html">https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</a></li> </ul>					
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方</li> <li>2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方</li> <li>3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方</li> </ol> </li> </ul>					
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）0120-086-353					